

令和元年度第9回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年12月5日(木)午後1時25分から午後2時46分

2. 開催場所 三次市役所 6階 603号室

3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 近藤 幸恵	6番 田村 弘文	7番 寺重 茂晴	8番 西田 峯雄
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 平田 真一	14番 廣瀬 勝秀	15番 福田 博之	16番 藤川 範雄
17番 箕田 英紀	18番 向井 泰治	19番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第32号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第33号 農地法第18条(通知)

報告第34号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

報告第35号 非農地証明願承認

議案第46号 農地法第3条

議案第47号 農地法第4条第1項

議案第48号 農地法第5条第1項

議案第49号 農用地利用集積計画

議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和元年度第9回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人であり、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、平尾委員、平田委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和元年度第9回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 32 号から報告第 35 号までの 4 件です。

議案が、議案第 46 号から議案第 50 号までの 5 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 32 号から報告第 35 号について事務局から順次説明を求めます。

係 長 報告第 32 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 11 件ご報告いたします。

内容は、11 月 11 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、議案書の 1 ページから 4 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 33 号「農地法第 18 条（通知）」について 1 件ご報告いたします。

内容は、11 月 11 日までに、賃貸借について解約の通知があったものです。

詳細については、議案書の 5 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 34 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 6 件ご報告いたします。

内容は、11 月 11 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、議案書の 6 ページから 9 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告 35 号「非農地証明願承認」について 2 件ご報告いたします。

申請番号 17 土地の所在が、布野町下布野_____, 現況地目は宅地で、面積が 9.69 m², 申請人が、安芸郡府中町浜田_____, ●●●●さん, 非農地となった理由は、平成 4 年 2 月に地域集会所が建築された際、進入路の一部として当該土地を提供、現在に至っています。

申請番号 18 土地の所在が、高杉町_____, ほか 4 筆, 現況地目は、すべて山林で、面積の合計が 15,449 m², 申請人が、高杉町_____, ●●●●さん, 非農地となった理由は、10 年以上前から耕作放棄、山林化し現在に至っています。

報告については以上です。

議 長 報告第 32 号から報告第 35 号を報告いたしました。

報告 4 件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議 長 議案第 46 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

なお、申請番号 63 と申請番号 64 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思えます。事務局から一括して説明してください。

係 長 議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 15 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 63 と申請番号 64 の譲受人は、三次町_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 28,695 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 63 土地の所在が、三次町_____, 地目は田で、面積が 1,137 m², 譲渡人が、十日市西_____, ●●●●さんです。

申請番号 64 土地の所在が、日下町_____, 地目は田で、面積が 914 m², 譲渡人が、神奈川県横浜市中区竹之丸_____, ●●●●さんです。

なお、本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 以前から利用権設定され耕作されていたものを、所有権移転されるもので、問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 63 と 64 を決めます。

次の申請番号 65 と申請番号 66 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 65 の譲渡人で申請番号 66 の譲受人は、栗屋町_____, ●●●●さんで、経営状況は、5,142 m², 申請番号 65 の譲受人で申請番号 66 の譲渡人は、栗屋町_____, ●●●●さんで、経営状況は、11,685 m², 申請内容は双方の要望による農地の交換です。

申請番号 65 土地の所在が、栗屋町_____, 地目は田で、面積が 713 m²です。

申請番号 66 土地の所在が、栗屋町_____, 地目は田で、面積が 973 m²です。

なお、本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 申請者は親戚関係にあり、それぞれの家の前にある農地を交換されるものです。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 65 と 66 を決めます。

次に申請番号 67 の説明を求めます。

係 長 申請番号 67 土地の所在が、吉舎町清綱_____, ほかに 1 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 2,098 m², 譲渡人が、十日市中_____, ●●●●さん, 譲受人が、吉舎町清綱_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 7,089.16 m², 申請内容は双方

の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は高齢になられ耕作が困難になったため、農地の近くに住まわれている譲受人に相談し話がまとまりました。農業用機械の補充状況、周囲との調和など問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 67 を決めます。
次に申請番号 68 の説明を求めます。

係 長 申請番号 68 土地の所在が、三和町下板木_____, ほか1筆、地目はすべて田で、面積の合計が 2,541 m²、譲渡人が、十日市南_____, ●●●●さん、譲受人が、広島市安佐南区祇園_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 10,575 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 利用権設定されている農地の譲渡です。期限が切れることにもなって所有権移転されるもので、農業上の利用に問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 68 を決めます。
次に申請番号 69 の説明を求めます。

係 長 申請番号 69 土地の所在が、三和町下板木_____, 地目は田で、面積が 336 m²、譲渡人が、安芸高田市美土里町本郷_____, ●●●●さん、譲受人が、広島市南区霞_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 7,927.41 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は通いで耕作が困難になったため、隣地の所有者に譲渡するものです。譲

受人の農地は全て耕作されており管理の状況も問題ありません。審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 69 を決めます。
次に申請番号 70 の説明を求めます。

係 長 申請番号 70 土地の所在が、廻神町字大平_____, ほか 3 筆, 地目はすべて田で,
面積の合計が 11,845 m², 譲渡人が、廻神町_____, ●●●●さん, 譲受人が、廻神
町_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 47,281 m², 申請内容は双方の要望に
よる所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 将来の安定経営のために、現在、利用権設定されている農地の所有権移転です。問
題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 70 を決めます。
次に申請番号 71 の説明を求めます。

係 長 申請番号 71 土地の所在が、秋町_____, ほか 2 筆, 地目はすべて田で、面積の
合計が 5,605 m², 譲渡人が、広島市中区住吉町_____, ●●●●さん, 譲受人が、
秋町_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 12,206 m², 申請内容は双方の要望
による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人は遠方に住まれ農業ができません。近くに住まわれている妹に預けていま
したが、管理が難しくなってきたため。近隣に住まわれている譲受人に相談したとこ
ろ話がまとまりました。譲受人の機械の保有状況等問題ありません。審議のほどよろ
しくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 71 を決めます。
次に申請番号 72 の説明を求めます。

係 長 申請番号 72 土地の所在が、西酒屋町_____, ほか 3 筆, 地目はすべて田で, 面積の合計が 4,800 m², 譲渡人が, 東広島市黒瀬檜原東_____, ●●●●さん, 譲受人が, 広島市佐伯区河内南_____, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲渡人が果樹を栽培されており, 除草管理等は譲受人が除草管理をされていました。今回体調を崩され, 所有権移転し新規営農で譲渡人や他の農業者の指導を受けながら果樹栽培等を行われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 72 を決めます。
次に申請番号 73 の説明を求めます。

係 長 申請番号 73 は, 申請を取り下げられました。

議 長 次に申請番号 74 の説明を求めます。

係 長 申請番号 74 土地の所在が, 作木町大山_____, ほか 3 筆, 地目はすべて田で, 面積の合計が 2,308 m², 譲渡人が, 広島市西区観音町_____, ●●●●さん, 譲受人が, 作木町大山_____, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 83,575 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 譲渡人が相続で取得した農地ですが, 耕作できないため, 周辺を耕作されている譲受人に譲渡するものです。所有農地は耕作されており問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 74 を決めます。

次に申請番号 75 の説明を求めます。

係 長 申請番号 75 土地の所在が、吉舎町上安田_____, 地目は畑で、面積が 941 m², 譲渡人が、広島市佐伯区藤の木_____, ●●●●さん, 譲受人が、吉舎町上安田_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 16,934 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は相続で農地を取得されました。遠方に住まわれているため耕作できないため、近隣に住まわれている譲受人に譲渡するものです。譲受人の所有農地は全て耕作されており問題ありません。農地にはゆずが植えてあり、引き続きゆずの栽培をされます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 75 を決めます。
次に申請番号 76 の説明を求めます。

係 長 申請番号 76 土地の所在が、三良坂町三良坂_____, ほかに 5 筆, 地目は、田が 2 筆で 2,020 m², 畑が 4 筆で 520 m², 面積の合計が 2,540 m², 譲渡人が、千葉県船橋市二和東_____, ●●●●さん, 譲受人が、三良坂町三良坂_____, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請者は親戚関係にあります。両者間で農業が出来なくなった場合には、譲渡すという話がなされていたようです。譲受人は農地を所有していませんが、以前から一緒に農業を手伝っておられ全くの新規就農ということではありませんし。息子さんも手伝われており問題ないものと思われまふ。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 76 を決めます。
次に申請番号 77 の説明を求めます。

係 長 申請番号 77 土地の所在が、廻神町_____, ほかに 12 筆, 現況地目は田が 10 筆で 7,600.3 m², 畑が 3 筆で 6,149 m², 面積の合計が 13,749.3 m², 譲渡人が、安芸高田市

吉田町相合_____, ●●●●さん, 譲受人が, 廻神町_____, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり, 農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 申請農地は 10 年位前に両者間で売買がされた農地です。譲受人が改めて農業がしたいということになり, 買戻しをされることになりました。機械の保有状況は, 当面トラクターを購入され, 秋作業等は地域の支援を受けながら行っていくことになっています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと決します。

議案第 46 号「農地法第 3 条」については, 取下げのあった申請番号 73 を除き, 申請番号 63 から申請番号 77 までを異議なしと決します。

議 長 議案第 47 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 47 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 2 件, ご説明申し上げますので, ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 45 土地の所在が, 三和町羽出庭_____, 地目は畑で, 面積が 228 m²の内 61 m², 申請人が, 広島市安佐南区伴東_____, ●●●●さん, 申請内容は, 墓地の整備です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。墓地埋葬法許可済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 現在の墓地が山の中にあるため, 管理が容易な家のとなりの不作付地の一部へ移設するものです。許可前に着工したため始末書が提出されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号 45 を決します。

次に申請番号 46 の説明を求めます。

係 長 申請番号 46 土地の所在が, 下志和地町_____, 地目は田で, 面積が 425 m², 申請人が, 下志和地町_____, ●●●●さん, 申請内容は, 墓地, 納屋及び道路の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。墓地埋葬法許可済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

8番 現在の墓地は山の中にあり、家の近くに移設するものです。また、申請にあたり、納屋、進入路の無断転用が判明し、顛末書を添えて合わせて申請されるものです。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第47号「農地法第4条第1項」については、申請番号45及び申請番号46を異議なしと決めます。

議案第48号「農地法第5条第1項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について6件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号67 土地の所在が、三次町_____, 地目は畑で、面積が171㎡、譲渡人が、大阪府岸和田市額原町_____, ●●●●さん、譲受人が、三次町_____, ●●●●さん、申請内容は、家庭菜園を目的とした宅地拡張です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

2番 現地は家に囲まれた農地で、現状のまま家庭菜園として利用されるものです。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号67を決めます。

申請番号68と申請番号69は関連がありますから、合わせて議案としたいと思いません。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号68と申請番号69の譲渡人は、十日市東_____, ●●●●さん、申請内容は、宅地分譲とそれに伴う進入路の整備です。

申請番号68 土地の所在が、十日市東_____, 地目は田で、面積が495㎡、譲受人が、東酒屋町_____, 株式会社 ●●●●です。

申請番号69 土地の所在が、十日市東_____, 地目は田で、面積が108㎡、譲受人が、東酒屋町_____, 株式会社 ●●●●と、十日市東_____, ●●●●さんで、持分がそれぞれ2分の1です。

本2件の申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7番 譲受人が申請地を買い受けて4区画の宅地分譲をされるものです。排水対策は問題ありません。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号68と69を決めます。
次に申請番号70の説明を求めます。

係長 申請番号70 土地の所在が、十日市東_____, 地目は田で、面積が580㎡の内300㎡、貸主が、十日市東_____, ●●●●さん、借主が、十日市東_____, ●●●●さん、申請内容は、事務所及び駐車場を設置するための一時転用です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7番 借受人は後援会、選挙事務所用の事務所、駐車場を設置されるもので、排水対策、他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号70を決めます。
次に申請番号71の説明を求めます。

係長 申請番号71 土地の所在が、十日市東_____, 地目は畑で、面積が512㎡、貸主が、十日市東_____, ●●●●さんと、広島市南区皆実町_____, ●●●●さんで、持分がそれぞれ3分の2と3分の1、借主が、十日市東_____, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7号 借受人は、申請地に一般住宅を建築されます。排水対策、他の農地への影響はありません。なお、一部転用されている部分があり始末書が提出されています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 71 を決めます。
次に申請番号 72 の説明を求めます。

係 長 申請番号 72 土地の所在が、東酒屋町_____，地目は畑で、面積が 260 m²，譲渡人が、西酒屋町_____，●●●●さん，譲受人が、広島市安佐南区川内_____，●●●●さん，申請内容は、一般住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲渡人は高齢なため農業をすることができません。このたび譲受人との話がまとまり、住宅と駐車場を整備されることとなりました。排水対策，周辺への影響もありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと決めます。
議案第 48 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 67 から申請番号 72 を異議なしと決めます。

議 長 議案第 49 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 49 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

29 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。上から順にご説明します。

農地中間管理権の取得を伴わない賃借権設定が、13 件で 50,500 m²，農地中間管理権の取得に伴う賃借権設定が、3 件で 18,696 m²，合計が、16 件で 69,196 m²です。

各申請については、19 ページから 28 ページに掲載しておりますので、ご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 49 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第 49 号「農用地利用集積計画」について，承認することに決めます。

議案第 50 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 50 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は，農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき，農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので，32 ページの照会に対して，37 ページのとおり，適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては，布野町室谷地区で作成された，人・農地プランに基づいて，プランの担い手である，農事組合法人●●●●に，農地 13 筆 18,696 ㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは，議案第 50 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について，異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第 50 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について，承認することに決めます。

議 長 以上で，本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて上田座長から役員会の報告をお願いします。

(上田座長 役員会報告)

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(事務局 一般報告)

以上で，本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は，来年 1 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分から，三次市役所 3 階会議室で総会を開催する予定です。

以上で令和元年度第 9 回農業委員会総会を終了します。